

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 所管事務の調査（報告）

(1) 川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正に向けた  
パブリックコメントの結果報告について

**資料1** 川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正に向けた  
パブリックコメントの結果報告について

**資料2** (案) 川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表

**資料3** 川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正の概要

令和4年1月20日

健康福祉局

川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正に向けた  
パブリックコメントの結果報告について

## 1 概要

国の標準指導指針の一部改正に伴い、国の標準指導指針等との整合性を確保するとともに、引き続き本市の状況等を踏まえ、入居者の居住の安定を確保した上で適切な指導監督を行うため、本市指導指針の一部改正に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施しました。

## 2 意見募集の概要

題 名	川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について
意見の募集期間	令和3年12月1日（水）～令和4年1月4日（火）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市ホームページ</li> <li>・情報プラザ（市役所第3庁舎2階）</li> <li>・各区役所（市政資料コーナー）</li> <li>・健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課（ソリッドスクエア西館10階）</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市ホームページ</li> <li>・情報プラザ（市役所第3庁舎2階）</li> <li>・各区役所（市政資料コーナー）</li> <li>・健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課（ソリッドスクエア西館10階）</li> </ul>

## 3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	2通（8件）
電子メール	2通（8件）
FAX	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

## 4 御意見の内容と対応

パブリックコメントでいただいた御意見につきましては、御意見を踏まえ当初案に反映したものが2件、案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するものが6件ありました。

いただいた御意見の趣旨を踏まえ、一部修正を行い、川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針を改正します。

(1) 御意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の改正等を進めていく上で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

(2) 御意見の件数と市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
ア. 設備に関すること	1	0	0	0	1	0
イ. 職員の配置に関すること	1	0	0	0	1	0
ウ. サービスの内容に関すること	1	0	0	0	1	0
エ. 事業収支計画に関すること	1	1	0	0	0	0
オ. 契約内容に関すること	3	0	0	0	3	0
カ. 文言の整理に関すること	1	1	0	0	0	0
合計	8	2	0	0	6	0

(3) 具体的な御意見の内容と市の考え方

ア. 設備に関すること(1件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	改正案6(6)ウについて、緊急通報装置とはどのようなものをイメージしているのか。	緊急通報装置とは、ナースコール等を想定しています。また、館内放送設備等の非常通報ができる設備を設けることが望ましいものと考えており、これらにつきましては、改正案6(9)シに規定しております。	D

イ. 職員の配置に関すること(1件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
2	改正案8(1)オ(ウ)について、看護職員の配置は、常勤・非常勤を問わず、また、居室数に関係なく配置すればよいか(1名以上配置する認識で良いか)。	介護サービスを提供する有料老人ホームにおける看護職員の配置については、入居者の健康管理に必要な数の配置を要するものであり、具体的な員数等については定めていません。	D

ウ. サービスの内容に関すること(1件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
3	改正案10(5)について、生活相談員により「1日1回以上の安否確認」とのことだが、安否確認に対する記録等を行う必要があるか(書面等で保管する必要があるか。)	安否確認又は状況把握サービス(以下「安否確認等」といいます。)について帳簿を作成し5年間保存が必要であり、このことについては、改正案9(3)に規定しております。 なお、安否確認等の実施者は、生活相談員に限られず、介護職員等が行うこととございます。	D

エ. 事業収支計画に関すること(1件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
4	改正案11(2)について、一棟借り等の案件も増加していることを踏まえて、「次に掲げる費用を詳細に」を「次に掲げる費用等を詳細に」にしてはどうか。	一棟借りの他に、多様な整備手法が想定されることから、御指摘のとおり、規定を修正いたしました。 【資料2】(案)川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表 p43 11(2)を修正】	A

オ. 契約内容に関すること(3件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
5	入居契約内容を変更する場合は、当該内容が重大か軽微かを問わず、民法により契約者の同意を要する。 「定型約款」の場合は、合目的性があれば同意なき変更も一部可能だが、入居契約はこれに該当しないため、改正案13(2)ウについて「同意を得るよう努めること。」を「同意を得ること。」にしてはどうか。	利用料等の改定については、改定のルールを入居契約書において明らかにすることとしており、当該改定ルールに基づき改定された後、入居者ごとに同意を得て、契約を変更することになるため、改定ルールに基づく利用料等の改定に当たっては、「その根拠を入居者に明確にするとともに同意を得るよう努めること」としております。	D

6	13(2)エ(ア)について、限定列記しているが、例えば入居者が反社会的勢力に該当する場合の無催告解除等もあるため、「次のいずれかに該当し、」を「次のいずれかに該当するなどし、」にしてはどうか。	13(2)エ(ア)において、「原則として次の事由のいずれかに該当し、かつそのことが契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に限定すること。」と規定しており、設置者の契約解除の条件を限定列記しているものではないため、入居者が反社会的勢力に該当する場合等、契約を維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合もこれに含まれております。	D
7	13(2)オについて、身元引受人を不要とする入居契約が増加しているため、「するとともに、身元引受人等の」を「するとともに、家族又は身元引受人等の」にしてはどうか。	身元引受人が施設との連絡調整の窓口等を担う場合以外に、身元引受人を不要とする入居契約もございます。 身元引受人を設けない場合には、家族が連絡調整の窓口等となること等を想定して、「身元引受人等」としております。	D

カ. 文言の整理に関すること(1件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
8	改正案11(3)キの「第29条第7項」は「第29条第9項」に、12(2)ケの「第29条第7項」は「第29条第10項」に、13(3)の「第29条第5項」は「第29条第7項」に修正が必要でないか。	御指摘の趣旨を受けて、規定を修正いたしました。 【資料2】(案)川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表 p44 11(3)キ、p49 12(2)ケ及び p54 13(3)を修正】	A

5 今後の予定

- ・令和4年1月24日(月) パブリックコメントの結果公表
- ・令和4年2月 1日(火) 施行